

佐賀県告示第6号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成26年佐賀県条例第87号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和4年1月20日から施行する。

令和4年1月19日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 - { 1 - [1 - (4 - ブロモフェニル) エチル] ピペリジン - 4 - イル } - 1, 3 - ジヒドロ - 2 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 2 - オン（通称名：Brorphine）及びその塩類
- (2) 化学名 5 - (シクロヘキシルメチル) - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 2, 5 - ジヒドロ - 1 H - ピリド [4, 3 - b] インドール - 1 - オン（通称名：CUMYL-CH-MEGACLONE、CUMYL-CHMEGACLONE、CHM-SGT-151）及びその塩類
- (3) 化学名 メチル = 2 - [7 - アザ - 1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルブタノアールト（通称名：5F-MDMB-P7AICA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため